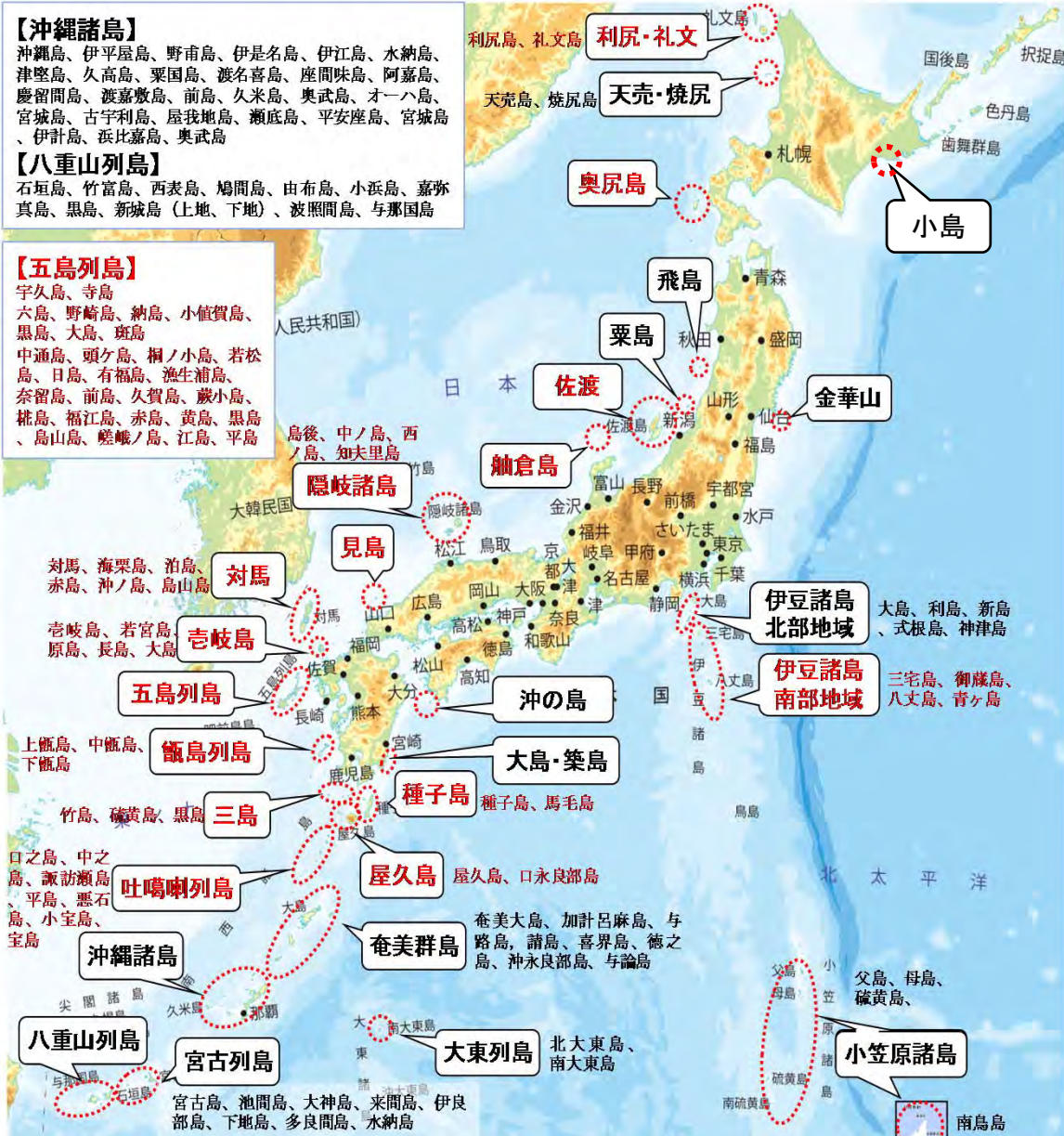


有人国境離島地域の保全 に関する状況

平成29年4月

内閣府総合海洋政策推進事務局

有人国境離島地域の位置図



【沖繩諸島】
 沖繩島、伊平屋島、野甫島、伊是名島、伊江島、水納島、津堅島、久高島、粟国島、渡名喜島、座間味島、阿嘉島、慶留間島、渡嘉敷島、前島、久米島、奥武島、オーハ島、宮城島、古宇利島、屋我地島、瀬底島、平安座島、宮城島、伊計島、浜比嘉島、奥武島

【八重山列島】
 石垣島、竹富島、西表島、鳩間島、由布島、小浜島、嘉弥真島、黒島、新城島（上地、下地）、波照間島、与那国島

【五島列島】
 宇久島、寺島、六島、野崎島、納島、小値賀島、黒島、大島、斑島、中通島、頭ヶ島、桐ノ小島、若松島、日島、有福島、漁生浦島、奈留島、前島、久賀島、巖小島、桃島、福江島、赤島、黄島、黒島、島山島、鯨嶋ノ島、江島、平島

有人国境離島地域 (地図黒字+地図赤字)
 13都道県 29地域 148島

自然的経済的社会的観点から一体をなすと認められる2以上の離島で構成される地域(領海基線を有する離島があるものに限る。)で、日本国民が居住するもの

うち特定有人国境離島地域 (地図赤字)
 8都道県 15地域 71島

継続的な居住が可能となる環境整備を図ることが地域社会を維持する上で特に必要と認められるもの

※特定有人国境離島地域は法(別表)で特定されているが、有人国境離島地域については、法4条に基づく国の基本方針にて特定。

出典: 国土地理院の地図を基に総合海洋政策推進事務局が作成。

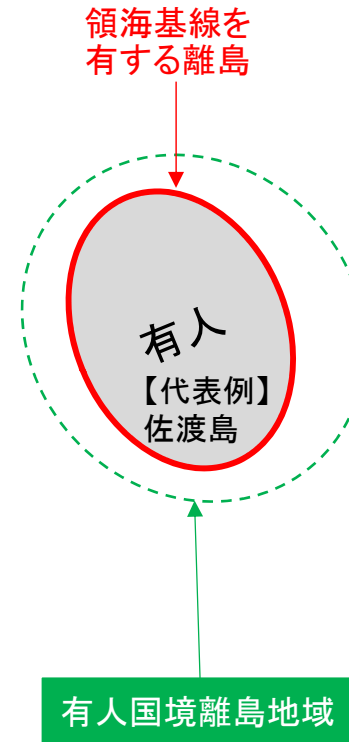
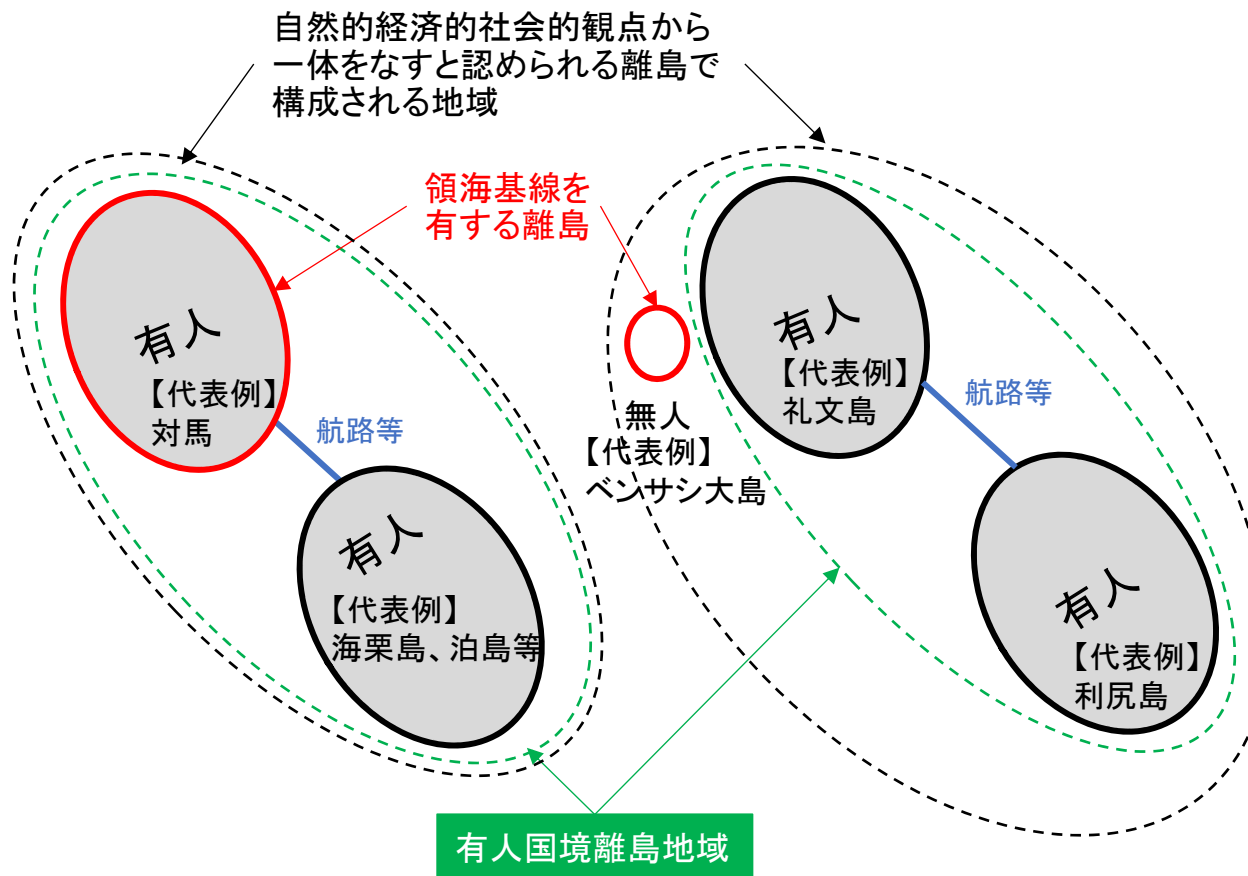
有人国境離島地域の特定の方

【法2条第1項】

自然的経済的社会的観点から一体をなすと認められる2以上の離島で構成される地域(当該離島のうちに領海基線を有する離島があるものに限る。)内に現に日本国民が居住する離島で構成される地域。

【法2条第2項】

領海基線を有する離島であつて現に日本国民が居住するものの地域。

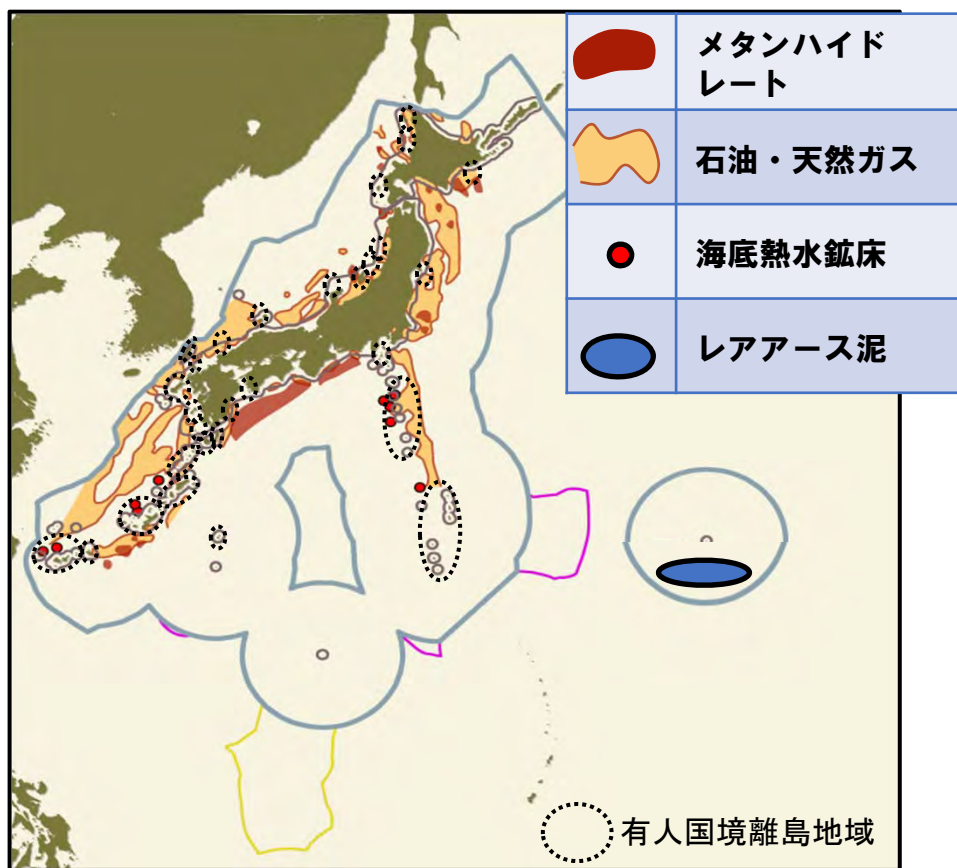


【有人国境離島地域の活動拠点機能の例】

海底資源の調査(三次元物理探査船「資源」)

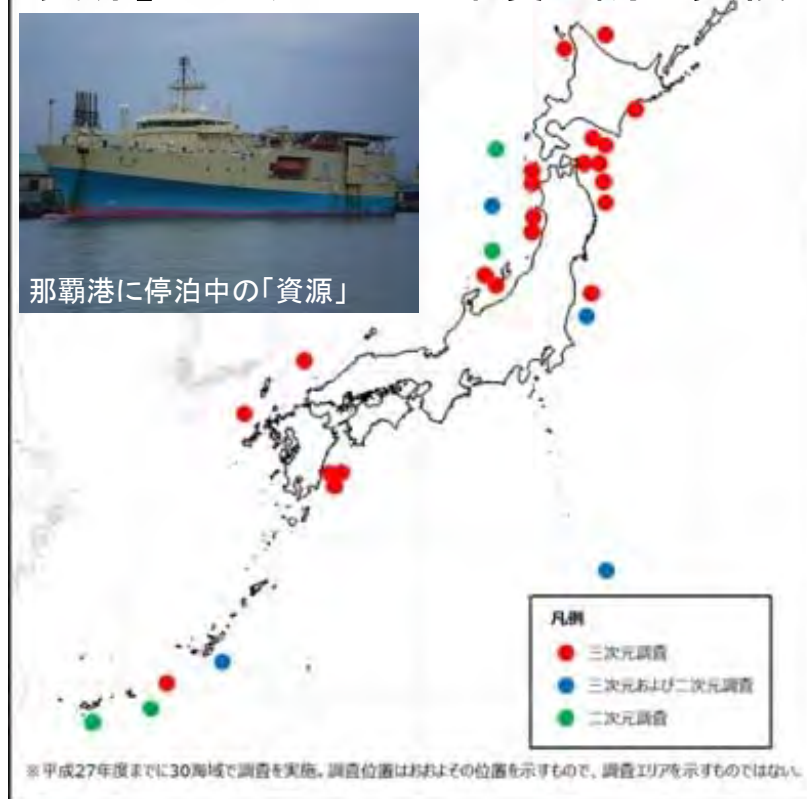
○ 有人国境離島地域周辺の領海及び排他的経済水域には、海底資源が埋蔵。

- 三次元物理探査船「資源」は、我が国の領海及び排他的経済水域において、調査を実施。
- 調査の実施にあたっては、燃料油の補給を離島の港湾でも実施。



※三次元物理探査船「資源」とは：我が国周辺海域に存在する石油・天然ガス資源の精細なデータを効率的・機動的に収集する経産省所有公船。

「資源」の平成19～27年度の調査実績



出典：海の未来－海洋基本計画に基づく政府の取組－

出典：JOGMEC(地図)、ナハ・シー・パラダイス協議会(船舶写真) 3

【有人国境離島地域の活動拠点機能の例】

海洋観測・水産資源調査(東京都)

- 東京都では、有人国境離島地域(伊豆諸島北部地域、伊豆諸島南部地域及び小笠原諸島地域等)周辺の領海等で漁業調査指導船による海洋観測・水産資源調査等を実施。
- 伊豆諸島北部地域周辺の領海等を「やしお」、伊豆諸島南部地域周辺の領海等を「たくなん」、小笠原父島列島・母島列島、硫黄列島、沖ノ鳥島周辺の領海等を「興洋」が担当し、南鳥島・沖ノ鳥島を含む広域を「みやこ」が調査。
- 漁業調査指導船は、主に各母港で燃料や乗組員の飲料水、食料を補給。

東京都調査船の海域と母港



伊豆諸島(北部地域)を調査

やしお【大島(波浮港)】



伊豆諸島(南部地域)を調査

たくなん【八丈島(神湊漁港)】



EEZ海域を調査

みやこ【大島(波浮港)】



小笠原諸島を調査

興洋【父島(二見漁港)】 4